

西明石地域交流センター条例

(設置)

第1条 多様な人々が集い、学び、活動し、及び創造し、並びにつながりが生まれる拠点を整備することにより、地域の交流及び活性化を推進するため、本市に西明石地域交流センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 西明石地域交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 西明石地域交流センター i c o t t o (以下「センター」という。)

位置 明石市西明石南町3丁目2番60号

(事業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民の憩い、交流及び活動の場の提供に関すること。
- (2) 市民の健康及び福祉の増進に関すること。
- (3) 市民の教養及び文化の向上に関すること。
- (4) 市民の図書の利用及び活用の促進に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するため、市長が必要と認める事業

(開館時間及び休館日)

第4条 センターの開館時間及び休館日は、規則で定めるところによる。

(使用の許可)

第5条 別表に掲げる施設(以下「貸施設」という。)を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可(以下「使用許可」という。)をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) センターの施設、附属設備、備品又は資料(以下「施設等」という。)をき損するおそれがあると認めるとき。
- (3) センターの管理上支障があると認めるとき。
- (4) その他使用を不適當と認めるとき。

3 市長は、使用許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(使用料)

第6条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 使用者は、音響設備、映写設備その他のセンターの附属設備を使用するときは、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

3 自転車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車という。以下同じ。）の駐輪場を使用した者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

4 二輪車（道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車並びに同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）という。以下同じ。）の駐車場を使用した者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

5 使用料（前2項に規定する使用料を除く。）は、前納とする。ただし、規則で定める場合は、後納することができる。

（使用料の減免）

第7条 市長は、規則で定める事由があるときは、前条第1項から第3項までの使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、規則で定める事由があるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（使用権譲渡等の禁止）

第9条 使用者は、貸施設の使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（使用許可の取消し等）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

（1） この条例若しくはこれに基づく規則又は使用許可の条件に違反して施設等を使用したとき。

（2） 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。

（3） 第5条第2項各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。

（4） その他センターの管理上支障があると認めるとき。

2 前項の規定により使用者に損失が生じても、市は、その補償の責任を負わない。

（特別の設備の承認）

第11条 センターの施設を使用する者は、当該施設を使用するため特別の設備を設置するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(原状回復義務)

第12条 センターの施設を使用する者は、施設等の使用を終えたとき、又は第10条第1項の規定による使用許可の取消し若しくは使用の停止を受けたときは、直ちに、市長の指示に従い、当該施設等を原状に回復しなければならない。

2 センターの施設を使用する者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを行い、その費用を当該者に請求することができる。

(管理義務等)

第13条 センターの施設を使用する者は、施設等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 センターの施設を使用する者は、故意又は過失により施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(立入り等)

第14条 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用中のセンターの施設に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をすることができる。

(指定管理者による管理)

第15条 市長は、センターの管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）に、センターの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により、指定管理者にセンターの管理を行わせている場合における第5条、第10条から第12条まで及び前条の規定の適用については、第5条及び第10条から第12条までの規定中「市長」とあるのは「第15条第1項に規定する指定管理者」と、前条中「市長」とあるのは「次条第1項に規定する指定管理者」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第16条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、センターの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第17条 センター（図書フロアを除く。以下この項及び次条において同じ。）の指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条（第4号を除く。）に規定する事業に関すること。
- (2) 貸施設の使用及びその制限に関すること。
- (3) 使用料の徴収及び還付に関すること。
- (4) センターの維持管理に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める業務

2 図書フロアの指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 第3条第3号から第5号までに規定する事業に関すること。

(2) 図書フロアの維持管理に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める業務
(利用料金制)

第18条 市長は、第15条第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合においては、使用者は、第6条第5項の規定に準じて、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

4 指定管理者は、第7条の規定に準じて、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 指定管理者は、第8条の規定に準じて、利用料金を還付することができる。

6 市長は、必要があると認めるときは、指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。

7 第6条から第8条まで及び前条第1項第3号の規定は、第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合には、適用しない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この条例の施行の日前においても、この条例を施行するために必要な準備行為をすることができる。

(明石市立中高年齢労働者福祉センター条例の廃止)

3 明石市立中高年齢労働者福祉センター条例(平成15年条例第1号)は、廃止する。

別表(第5条、第6条関係)

1 貸施設の使用料

施設の区分等			使用料（２時間につき）
多目的ホール	全面を使用する場合	平日	２，６００円
		休日	３，８００円
	Ａ面、Ｂ面又はＣ面のいずれか１面を使用する場合	平日	９００円
		休日	１，３００円
多目的室１			１，７００円
多目的室２			１，７００円
多目的室３			１，７００円
多目的室４			１，５００円
会議室			６００円
スタジオ			１，８００円
トレーニングルーム			４００円

備考

（１） 「休日」とは、次に掲げる日をいう。

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日（イに掲げる日を除く。）

（２） 「平日」とは、休日以外の日をいう。

（３） 営利を目的として入場料、受講料その他これらに類するものを徴収する場合又は商品の展示若しくは販売を行う場合の使用料は、この表の施設の区分等に応じて定める使用料の6倍に相当する額とする。

（４） 使用時間に2時間未満の端数が生じるときは、これを2時間に切り上げる。

（５） 使用許可に係る時間を超えて貸施設を使用したときは、施設の区分等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ2時間につき使用料の欄に定める使用料を徴収する。

2 附属設備の使用料

1 種類1回又は2時間につき10,000円以内で規則で定める額

3 自転車の駐輪場の使用料

次に掲げる使用時間の区分に応じ、次に定める額

（１） 3時間以内 無料

（２） 3時間を超え9時間以内 100円

(3) 9時間を超え24時間以内 500円

(4) 24時間を超える場合 使用時間24時間(24時間未満の端数があるときは、これを24時間に切り上げる。)につき500円

4 二輪車の駐車場の使用料

次に掲げる使用時間の区分に応じ、次に定める額

(1) 3時間以内 無料

(2) 3時間を超え9時間以内 400円

(3) 9時間を超え24時間以内 1,500円

(4) 24時間を超える場合 使用時間24時間(24時間未満の端数があるときは、これを24時間に切り上げる。)につき1,500円

※本条例は、令和8年6月議会の議案提出内容であり、施行日については規則で定めるところとなっています。ただし、準備行為に関する規定については、附則のとおり公布の日から施行されます。